



建 第 487 号の 4
令和 7 年 7 月 2 日

一般社団法人 新潟県建築組合連合会長 様

新潟県土木部都市局建築住宅課長

建築確認申請における盛土規制法の適合性確認について（依頼）

日頃、県の建築行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域が、令和 7 年 7 月 18 日から県内全域で指定されます。

盛土規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 35 条第 1 項の規定は建築基準関係規定であることから、令和 7 年 7 月 18 日以降に確認済証が交付される建築確認申請においては適合性を確認する必要があります。

つきましては、盛土規制法の適合性確認の方法を下記のとおり定めましたので、貴会員へ周知をお願いします。

記

1 許可対象となる工事がある場合（みなし許可となる開発許可が必要な場合を含む。）
「当該許可証の写し」又は「盛土規制法施行規則第 88 条の規定に基づく証明書」の提出を設計者に求めることとしました。

2 許可対象となる工事がない場合

盛土規制法の許可対象となる工事の有無を確認するための書面として、別紙「【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト」の提出を設計者に求めることとしました。

ただし、許可対象となる工事がないことが明らかな場合（用途変更や大規模修繕・模様替えに係る確認申請で土工事が生じない場合等）や、盛土規制法判定チェックリスト以外の書類で確認できる場合は、この限りではありません。

3 留意事項

「【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト」は県内 6 市特定行政庁及び指定確認検査機関に意見照会の上で作成しておりますが、審査機関によって様式が異なる場合があります。建築確認申請の際は事前に各機関に御確認ください。

〔担当〕
建築指導係 町田
Tel : 025-280-5441（直通）
Mail : ngt160030@pref.niigata.lg.jp